

被扶養者認定提出書類一覧表

○:必須 △:状況に応じて

書類の入手先	健保ホームページ		市区町村				就学先	前勤務先	現勤務先	税務署	金融機関	年金事務所	勤務先	税務署	備考
	状況		別居中	結婚による申請			1年以内退職	パート、アルバイト	個人事業主 不動産収入	別居中	年金受給中	配偶者が 社会保険 加入中	配偶者が 国民健康保険 加入中		
提出書類 ※公的書類の交付申請は 「個人番号(マイナンバー)は記載なし」を指定 被保険者との続柄		被扶養者異動届(追加)	被扶養者認定調書	世帯全員分の住民票(続柄記載必須) (個人番号記載なし)	戸籍謄(抄)本 (被保険者との続柄確認)	婚姻届受理証明書(写)	(非)課税証明書(収入欄記載必須)	『学生証(写)』又は『在学証明書』	退職に関する書類 ※2を参照	又は 『給与明細書(写)』直近3か月分 『雇用契約書(写)』	『確定申告書(写)』 及び 『収支内訳書(写)』又は 『青色申告決算書(写)』又は 『確定申告書(写)』	被保険者の預貯金通帳(写)直近3か月分	最新の『年金額改定通知書(写)』 又は 『年金振込通知書(写)』	配偶者の『源泉徴収票(写)』	配偶者の『確定申告書(写)』
配偶者	無職・無収入	○	○	○	△※4	○	△※2	△※3	△※1	△	△※1	△	△※5,6	△※5,6	※4 結婚による扶養申請の場合、必須。 ・内縁の配偶者の場合、住民票の続柄が「未届けの妻(夫)」であること ・「同居人」の場合は認定不可
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	○	○	○	△※4	○	△※2	△※3	△※1	△	△※1	△	△※5,6	△※5,6	
	就労中	○	○	○	△※4	○	△	△※3	△※1	△	△※1	△	△※5,6	△※5,6	
子	義務教育終了まで	○	○	○	△※1	○	△※2	△	△※3	△※1	△	△	△※5,6	△※5,6	※5 被保険者の配偶者が被扶養者でない場合、必須。 ※6 一人親の場合、代替として住民票を提出。 離婚による扶養付け替えの場合、代替として住民票+扶養削除証明書を提出。
	高校生以上の学生 (修学年限1年以上の各種学校、予備校含む)	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△※5,6	△※5,6	
	学生以外:義務教育終了以上 (夜間部、通信制、修学年限1年未満の各種学校)	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△※5,6	△※5,6	
父母・祖父母 (義理を除く)	無職	○	○	○	△※1	○	△※2	△	△※3	△※1	△	△	△	△	・認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。 ただし、学生以下の者は不要。 ・認定対象者とその配偶者が別居している場合は、配偶者の収入に関する証明書の提出が必要。 ・世帯分離は別居扱い
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△	△	
	就労中	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△	△	
兄弟姉妹孫 (義理を除く)	義務教育終了まで	○	○	○	△※1	○	△※2	△	△※3	△※1	△	△	△	△	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、学生以下の者は不要。 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	高校生以上の学生 (修学年限1年以上の各種学校、予備校含む)	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△	△	
	学生以外:義務教育終了以上 (夜間部、通信制、修学年限1年未満の各種学校)	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△	△	
上記以外の 親族 (同居が必須)	義務教育終了まで	○	○	○	△※1	○	△※2	△	△※3	△※1	△	△	△	△	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、学生以下の者は不要。 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	学生以外:義務教育終了以上 (夜間部、通信制、修学年限1年未満の各種学校)	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△	△	
	高校生以上の学生 (修学年限1年以上の各種学校、予備校含む)	○	○	○	△※1	○	△	△	△※3	△※1	△	△	△	△	

※1 被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、同居として扱う(住民票についてQA集2参照)。ただし、認定対象者が「配偶者又は子以外の者」であるときは、被保険者の配偶者又は子と同居していることが必要(詳細はQA集8参照)
子が通学のため親元を離れて下宿等している場合は、同居として扱う。
上記以外の理由による別居については、「被保険者の預貯金通帳(写)直近3か月分」を提出(詳細はQA集4~6参照)。

※2 退職に関する書類について
申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類は次のとおりであり、(3)~(5)の場合は、被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)の添付が必要

	提出書類
(1) 雇用保険未加入	退職証明書(雇用保険に未加入であったことが記載されているもの、もしくは共済組合加入であったことが記載されているもの)
(2) 失業給付受給終了	受給終了印のある雇用保険受給資格者証(写)
(3) 失業給付受給中	雇用保険受給資格者証(写)+被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード)
(4) 失業給付申請中、または受給しない	雇用保険被保険者離職票1・2(写)+被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード)
(5) 失業給付を受給延長する	雇用保険被保険者離職票1・2(写)+雇用保険受給延長通知書+被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード)
(6) 失業保険受給手続き中	離職票が手元にある場合→雇用保険被保険者離職票1・2(写)+被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード) 離職票が手元にない場合→退職証明書+健康保険資格喪失証明書+被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード)

・住民票など各証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。
・(写)と記載のない書類は、原本を提出してください。

※3 (1) 自営業を新規に開業した(又は開業したが、未だ確定申告に至っていない)場合は、「事業計画書」(写)又は「開業届」(写)を提出
(2) 自営業を廃業した場合は、「廃業届」(写)を提出(詳細はQA集7参照)
(3) 認定対象者が自営業の場合、その収入とは『総収入-直接的必要経費』とする。直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用(仕入原価、材料費、加工等外注費)を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含まない

Q&A集

夫婦共同扶養(子供を両親のどちらが扶養するか)について

Q 1 配偶者の「源泉徴収票(写)」を無くしてしまい、提出できません。

A 1 会社に再発行を依頼して下さい。

会社が再発行してくれない等の事情により、どうしても提出出来ない場合、市区町村で発行できる所得証明書をご提出下さい。

単身赴任や通学のため同居扱いとなった場合の住民票について

Q 2 被保険者が会社都合で単身赴任中です。住民票は、被保険者世帯分と認定対象者世帯分の2つ必要ですか？

A 2 認定対象者分のみご提出下さい。(審査状況によっては追加のご提出を依頼する場合があります)

課税証明書について

Q 3 海外に住んでいたため課税証明書が発行できません。

A 3 1月1日に海外に居住しており日本に住民票が無かった方については課税証明書が発行されません。

住民票に海外から転入したことが記載してある場合、課税証明書は省略可能です。

送金について

Q 4 送金の最低金額はありますか？

A 4 最低送金額は58,000円/月です。また被扶養者に収入がある場合、被扶養者の収入額を上回る送金が必須です。

(具体例)被扶養者の収入が年金収入78万円/年のみの場合、毎月65,000円を超える送金が必要となります。

Q 5 送金方法は手渡しでもいいですか？

A 5 送金方法は被保険者から被扶養者への口座間送金のみとし、手渡しは認めていません。

Q 6 送金は1年分をまとめて1回でもいいですか？

A 6 毎月、送金して下さい。年1回の送金で、その額が基準額を満たしていたとしても、毎月の安定した生活支援とは認められません。

自営業について

Q 7 自営業を廃業した場合は「廃業届(写)」の提出とありますが、「廃業届(写)」がありません。どうしたらよいですか？

A 7 廃業したことを証明できる公的な書類があれば、それを提出して下さい。無い場合は「申立書」を作成し、ご提出下さい。

会社都合の単身赴任に伴う同居扱いについて

Q 8 「被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、同居として扱う。ただし、認定対象者が「配偶者又は子以外の者」であるときは、被保険者の配偶者又は子と同居していることが必要」とありますが、具体的にはどういうことですか？

A 8 認定対象者が「配偶者又は子以外の者(父、母など)」の場合、パターン1は同居として扱いますが、パターン2は別居として扱います。

